資料２

第５期高知県保健医療計画（救急医療）の一部改正について

平成２３年５月１６日付けで近森病院を救命救急センターに指定したこと及び平成２３年１１月１日付けで細木病院を救急告示病院に認定したことに伴い、現行の保健医療計画の「第７節 救急医療」及び「第５節 小児救急を含む小児医療」の記載内容について一部変更を行った。

◆変更手続き等について

・救命救急センター指定に係る変更について

H23.5.16　近森病院を救命救急センターとして指定
H23.7.11　高知県救急医療協議会にて救命救急センター指定について報告
　　　　　第５期保健医療計画見直し案について承認
H23.9.14　高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会にて見直し案承認
　　　　　※書面審議にて実施
H23.10.26　医療計画の一部修正、ホームページにて公表

〈変更内容〉

近森病院の救命救急センターへの指定による三次救急医療体制の変更に関する記述の変更及び、データ等を直近のものに修正。

※今回の変更については、高知県医療審議会要綱第８条第４項により部会の決議をもって医療審議会の決議とし、承認されたもの。

・救急告示病院認定に係る変更について

H23.11.1　細木病院を救急告示病院として認定
H23.11.21　医療計画の一部修正、ホームページにて公表

〈内容〉

細木病院が救急告示病院に新規認定されたことによる二次救急医療施設への記載の追加。

（新）

第７節　救急医療　［平成 23 年 11 月一部改正］

現　状

４　医療提供体制の状況

（３）第三次救急医療体制

重篤な患者に対応するために、ＩＣＵ、ＣＣＵを備え 24 時間高度な治療が可能な施設である救命救急センターとして、高知赤十字病院と高知医療センターを指定して診療を行ってきました。

こうした中、平成 21 年度の消防法の改正により都道府県が策定することとなった「傷病者の搬送および受け入れの実施に関する基準」の検討にあたって、近年の県中央部への救急搬送事例の増加などから救命救急センターを中心とした医療機関が積極的に受け入れている現状の搬送及び受け入れ体制に沿うこととし、従来から多くの重篤な救急患者を受け入れている近森病院を、救命救急センターとして位置づけることが適当であり、平成 23 年５月に新たに救命救急センターとして指定しました。

高知医療センターと高知赤十字病院では年間 33,000 人の救急患者の診療を行っていますが、外来対応で十分な患者の受診が約９割を占めています。

（旧）

第７節　救急医療

現　状

４　医療提供体制の状況

（３）第三次救急医療体制

重篤な患者に対応するために、ＩＣＵ、ＣＣＵを備え 24 時間高度な治療が可能な施設である救命救急センターとして、高知赤十字病院と高知医療センターを指定して診療を行っています。

両病院で、年間 36,000 人の救急患者の診療を行っていますが、外来対応で十分な患者の受診が約８割を占めています。

医療機能別病院情報

○第二次救急医療施設

（救急告示病院・診療所）

保健医療圏	機能を有する医療機関
安　芸（４）	・田野病院　・室戸病院　・森澤病院　・県立安芸病院
中　央（３１）	・愛宕病院　・いずみの病院　・内田脳神経外科　・国吉病院　・川村整形外科　・北島病院　・高知整形・脳外科病院　・高知生協病院　・高知脳神経外科病院　・清和病院　・田中整形外科病院　・近森病院　・図南病院　・南国厚生病院　・南国中央病院　・野市中央病院　・平田病院　・細木病院　・前田病院　・前田メディカルクリニック　・もみのき病院　・山﨑外科整形外科病院　・高知医療センター　・高知赤十字病院　・高知大学医学部附属病院　・国立病院機構高知病院　・佐川町立高北国民健康保険病院　・ＪＡ高知病院　・土佐市立土佐市民病院 ・本山町立国民健康保険嶺北中央病院　・いの町立国民健康保険仁淀病院
高　幡（３）	・くぼかわ病院　・須崎くろしお病院 ・梼原町立国民健康保険梼原病院
幡　多（３）	・渭南病院　・大月町国民健康保険大月病院 ・県立幡多けんみん病院

（病院群輪番制病院）

保健医療圏	機能を有する医療機関
安　芸（４）	・田野病院　・室戸病院　・森澤病院　・県立安芸病院
高　幡（５）	・大西病院　・くぼかわ病院　・高陵病院　・須崎くろしお病院 ・梼原町立国民健康保険梼原病院
幡　多（１３）	・出口病院　・渭南病院　・大井田病院　・木俵病院　・竹本病院 ・筒井病院　・幡多病院　・聖ヶ丘病院　・松谷病院　・森下病院 ・大月町国民健康保険大月病院　・県立幡多けんみん病院 ・四万十市国民健康保険四万十市立市民病院

○第三次救急医療施設

（救命救急センター）

保健医療圏	機能を有する医療機関
中　央	・高知医療センター　・高知赤十字病院　・近森病院

（新）	（旧）
第５節　小児救急を含む小児医療　［平成 23 年７月一部改正］	第５節　小児救急を含む小児医療
現　状	現　状
３ 小児救急医療体制	３ 小児救急医療体制
（３）第三次救急医療体制	（３）第三次救急医療体制
ＩＣＵやＣＣＵなどを備え 24 時間体制で重篤な患者に対して高度な治療を行う救命救急センターとして、高知医療センターと高知赤十字病院、近森病院の３か所を指定しています。	ＩＣＵやＣＣＵなどを備え 24 時間体制で重篤な患者に対して高度な治療を行う救命救急センターとして、高知医療センターと高知赤十字病院の２か所を指定しています。

医療機能別病院情報

○第二次救急医療施設

（小児科病院群輪番制病院（中央保健医療圏））

保健医療圏	機能を有する医療機関
中　央 （5）	・高知医療センター　・高知赤十字病院 ・高知大学医学部附属病院　・国立病院機構高知病院 ・ＪＡ高知病院

（小児科医対応の救急告示病院（安芸・幡多保健医療圏））

保健医療圏	機能を有する医療機関
安　芸 （1）	・県立安芸病院
幡　多 （1）	・県立幡多けんみん病院

○第三次救急医療施設

（救急救命センター）

保健医療圏	機能を有する医療機関
中　央 （3）	・高知医療センター　・高知赤十字病院　・近森病院